

平成29年第4回市原市議会定例会議案概要

専決処分承認	2件
人事案件	1件
条例の廃止	1件
条例の一部改正	2件
指定管理者の指定	4件
市道路線の廃止	1件
市道路線の認定	1件
損害賠償請求事件に係る和解	1件
財産の取得	1件
平成29年度補正予算	4件

計 18件

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度市原市一般会計補正予算(専決第2号)について)

- 本案は、衆議院議員選挙費を調整する必要が生じ、急施を要したので専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,994千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,740,075千円としたものである。
歳入としては、県支出金及び繰越金を計上したものである。
専決処分日 平成29年9月28日

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度市原市一般会計補正予算(専決第3号)について)

- 本案は、平成29年10月の台風により、災害復旧費を調整する必要が生じ、急施を要したので専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,851,485千円としたものである。
歳入としては、国庫支出金、繰越金及び市債を計上したものである。
また、繰越明許費の設定及び地方債の追加も併せて行ったものである。
専決処分日 平成29年11月6日

議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員鶴岡敬太郎(ツカ ケイタロウ)氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。
生年月日 昭和24年7月17日
住 所 市原市下矢田787番地

◆ (参考) 略歴

昭和48年	3月	茨城大学教育学部卒業
昭和48年	4月	市原市立八幡中学校教諭
昭和49年	4月	株式会社小島精機製作所勤務
昭和53年	9月	市原市立市原中学校教諭
昭和61年	4月	市原市立若葉中学校教諭
平成3年	4月	市原市教育委員会学校教育部指導室指導主事
平成7年	4月	市原市立南総中学校教頭
平成10年	4月	市原市教育委員会生涯学習部社会教育課姉崎公民館長
平成14年	4月	市原市立月出小学校長
平成16年	4月	市原市立加茂中学校長
平成19年	4月	市原市立湿津中学校長
平成22年	4月) 学校法人紅陵学院顧問
平成28年	3月	
平成24年	4月) 人権擁護委員
平成27年	3月	
平成27年	4月	人権擁護委員 (現在に至る)

議案第77号 市原市訪問リハビリテーション事業に関する条例を廃止する条例の制定について

- 本案は、市原市訪問リハビリテーション事業を廃止するため、制定しようとするものである。
施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 廃止の概要

訪問リハビリテーション事業を開始した平成15年度当時は、外出困難な重度身体障がい者等が必要なリハビリテーションを受けられる施設が少なかったが、現在は、医療機関等の民間事業者による対応が十分可能となったことから、廃止する。
なお、平成25年度以降、本事業の利用申請はない。

議案第78号 市原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得等に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆（参考）改正の概要

- 1 育児休業終了後の再度の取得等における特別の事情の追加
保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合は、育児休業終了後の再度の取得等をできるようにする。
- 2 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
養子縁組里親となる見込みだったが、親権者等の反対のために養育里親として迎え入れた子も対象とする。
- 3 育児休業の対象となる非常勤職員（特別職を除く。以下同じ。）の取得要件の緩和
養育する子が1歳6か月（現行2歳）に達する日まで任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことを要件とする。
- 4 非常勤職員の育児休業の取得期間延長
養育する子が最大2歳（現行最大1歳6か月）に達する日まで取得できるよう延長条件を追加する。
- 5 部分休業の取得要件の明確化
部分休業、育児時間及び介護時間について、合計2時間まで取得可能とする。

議案第79号 市原市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市老人福祉センターの使用料の減免について定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年1月1日

◆（参考）改正の概要

市原市老人福祉センターの浴室使用料について、市原市保健福祉センターをはじめ、市の他の公共施設が減免規定を設けており、施設間の均衡を考慮し、新たに減免規定を設けるものである。

なお、減免対象者及び使用料については、規則に委任して、規則の中で以下のとおり免除する。

※規則に規定する減免対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者 ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ・その者の利用に際して現に介護を行う者

※使用料

1回100円→0円

議案第80号 指定管理者の指定について （市原市福祉会館及び市原市五井福祉作業所）

- 本案は、市原市福祉会館及び市原市五井福祉作業所の管理を社会福祉法人佑啓会に行わせるため、指定しようとするものである。

◆（参考）指定の概要

- 1 指定管理者
所在地 市原市今富1110番地1
名称 社会福祉法人佑啓会
代表者 理事長 里見吉英
- 2 指定期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）
- 3 募集の状況
募集区分 非公募
候補団体 社会福祉法人佑啓会
- 4 選考の状況
平成29年7月21日 選定審査会
平成29年8月25日 選考会議
平成29年8月30日 選定審査会

議案第81号 指定管理者の指定について
(市原市三和福祉作業所)

○ 本案は、市原市三和福祉作業所の管理を社会福祉法人ききょう会に行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

1 指定管理者

所在地 市原市吉沢117番地
名称 社会福祉法人ききょう会
代表者 理事長 林壽美子

2 指定期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(2年間)

3 募集の状況

募集区分 非公募
候補団体 社会福祉法人ききょう会

4 選考の状況

平成29年7月21日 選定審査会
平成29年8月25日 選考会議
平成29年8月30日 選定審査会

議案第82号 指定管理者の指定について
(市原市水と彫刻の丘)

○ 本案は、市原市水と彫刻の丘の管理を株式会社アートフロントギャラリーに行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

1 指定管理者

所在地 東京都渋谷区猿楽町29番18号
名称 株式会社アートフロントギャラリー
代表者 代表取締役 奥野 恵

2 指定期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(1年間)

3 募集の状況

募集区分 非公募
候補団体 株式会社アートフロントギャラリー

4 選考の状況

平成29年10月19日 選定審査会
平成29年11月8日 選考会議
平成29年11月10日 選定結果を選定審査会へ文書報告

議案第83号 指定管理者の指定について
(市原市総合公園)

○ 本案は、市原市総合公園の管理を株式会社日比谷アメニス東関東支店に行わせるため、指定しようとするものである。

◆ (参考) 指定の概要

1 指定管理者

所在地 千葉市稲毛区轟町5丁目7番32号
名称 株式会社日比谷アメニス東関東支店
代表者 支店長 篠原 誠

2 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)

3 募集の状況

募集区分 公募
募集期間 平成29年8月29日から9月5日まで
応募団体 3団体

4 選考の状況

平成29年7月5日 選定審査会
平成29年9月11日、9月13日 選考会議
平成29年10月19日 選定審査会

議案第84号 市道路線の廃止について

○ 本案は、市道24路線を廃止しようとするものである。

◆ (参考) 廃止路線の概要

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線の整理を行う23路線、市道路線の見直しに伴い、従前の機能を喪失する1路線を廃止しようとするものである。

議案第85号 市道路線の認定について

○ 本案は、市道77路線を認定しようとするものである。

◆ (参考) 認定路線の概要

市原都市計画事業新田・下宿土地区画整理事業の施行に伴い、土地区画整理法第106条の規定により、管理の引継ぎがされる路線(56路線)、当該事業に関連し廃止する路線の存置する部分の起終点を改めた新路線(13路線)、都市計画法第39条及び第40条第2項の規定により、管理帰属された路線(株式会社アーネストワンから1路線、タクトホーム株式会社から2路線、株式会社新昭和から2路線)、都市計画法第39条及び第40条第1項の規定により、管理帰属された路線(有限会社太陽ホームから2路線)、廃止する市道ア-176号線の存置する部分の終点を改めた新路線(1路線)を認定しようとするものである。

議案第86号 損害賠償請求事件に係る和解について

○ 平成28年7月15日の集中豪雨により、水没した車両を所有する会社等が、市の道路管理に瑕疵があるとして、市原市を相手取り、水没した車両に係る損害賠償費用等624万3957円の支払いを求め平成29年1月24日に千葉地方裁判所に提訴した訴訟について、同裁判所の和解案に応じ和解しようとするものである。

◆ (参考) 和解の概要

- 1 被告(市原市)は本件道路管理に瑕疵があったことを認め、原告ら(車両を所有する会社等)に対し謝罪の意を表す。
- 2 被告は原告らに慰謝の意を表し、原告Aに対し解決金310万円、原告Bに対し解決金15万円、原告Cに対し解決金15万円の支払い義務があることを認める。
- 3 被告は、原告らに対し、前項の各金員を、平成30年2月15日限り、原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 4 原告らはその余の請求を放棄する。
- 5 原告らと被告の間には、本和解条項に定めるほか、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第87号 財産の取得について

(大気汚染監視測定機器購入)

- 本案は、大気汚染監視測定機器購入について、平成29年10月31日に入札の開札をしたところ、東亜ディーケーケー株式会社千葉営業所が落札候補者となり、平成29年11月6日に落札者と決定し、仮契約を平成29年11月7日付けで締結した。

については、東亜ディーケーケー株式会社千葉営業所と本契約を締結しようとするものである。

取得予定価格 12,335,220円

◆ (参考) 取得財産の概要

1 名称

大気汚染監視測定機器

2 機器及び納入場所

- (1) 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計（一体型） 1台
・郡本測定局
- (2) 浮遊粒子状物質自動測定記録計 1台
・平野測定局
- (3) 窒素酸化物自動測定記録計 3台
・辰巳台測定局
・潤井戸測定局
・郡本測定局
- (4) オキシダント自動測定記録計 2台
・五井測定局
・潤井戸測定局
- (5) 炭化水素自動測定記録計 1台
・郡本測定局

議案第88号 平成29年度市原市一般会計補正予算（第2号）について

- 本案は、財政管理費、電子計算費、諸費、児童福祉総務費、保育所費、観光費、道路交通安全対策費、街路事業費、公共下水道費、公園費、学校給食費、体育施設費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,862千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,206,347千円とするものである。

歳入としては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び市債を計上するものである。

また、繰越明許費及び債務負担行為の追加並びに地方債の変更も併せて行うものである。

◆ (参考) 補正予算の概要

12月補正予算では、9月補正予算後の状況の変化等を踏まえるとともに、子育て施設総合情報化推進事業やゴルフの街いちほら事業、市原スポレクパーク機能向上事業など、当初予算では捕捉できず、かつ緊急な対応が必要となる事業を計上した。

(主な補正内容)

(1) 公立子育て施設の情報化による利用者の利便性向上

市立認定こども園・保育所に登降園管理やアレルギーなどの園児情報を管理できるパソコンを設置し、また、スマートフォン等による出欠連絡などを可能とすることで、利用者の安全性や利便性の向上を図るとともに、事務の効率化につながる総合的なシステムを導入する。

(2) 養老川臨海第1・第2球場の改修

養老川臨海第1・第2球場の内野の土が飛散し、使用に支障が生じているため、改修工事を行い、女子ソフトボール世界選手権大会の練習会場としての活用のほか、各種大会などの会場として良好な環境を確保する。

(3) ゴルフを利用した観光・経済の活性化

日本一の数を誇る本市のゴルフ場と連携した観光・経済振興を目指して、「いちほらゴルフ場巡り33」を今年度から実施したところ、大幅な利用増が見込まれ、事業費に不足が生じたため、これに要する経費を増加する。

- (4) 市原スポレクパークのレストハウス整備の仕様変更
 各種スポーツ大会利用時における機能性の向上を図るとともに、スポーツによるさらなる交流人口の拡大につなげるため、トイレの給排水設備や電気設備を追加するとともに、地盤改良が必要となったため、当初予算で見込めなかった改良工事等を追加する。
- (5) 市民会館大ホールの舞台装置の改修
 市民会館大ホール舞台の^せ迫り機構に老朽化に伴う不具合が生じているため、改修に向けた設計を行う。

議案第89号 平成29年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、一般管理費、介護予防サービス計画等給付費、介護予防・生活支援サービス事業費、災害臨時利用者負担額軽減支援事業費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,474 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,741,326 千円とするものである。
 歳入としては、繰越金を計上し、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を減額計上するものである。

議案第90号 平成29年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 本案は、一般管理費、維持管理費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,168,074 千円とするものである。
 歳入としては、一般会計繰入金、繰越金を計上するものである。
 また、繰越明許費の設定も併せて行うものである。

議案第91号 平成29年度市原市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
 収益的収入は、一般会計負担金、雑収益で 11,104 千円を計上するとともに、一般会計補助金で 9,859 千円を減額計上するものである。
 収益的支出は、原水及び浄水費、配水及び給水費で 13,460 千円を計上するとともに、人件費で 12,215 千円を減額計上するものである。
 資本的支出は、人件費で 4,582 千円を減額計上するものである。
 なお、資本的収入が資本的支出を上回る額4,582千円は、補てんを予定する過年度分損益勘定留保資金を減額するものである。